

岡本の国会での質問

181-衆-厚生労働委員会-3号 平成24年11月14日

○長妻委員長 この際、第百八十回国会、内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対し、後藤斎君外二名から、民主党・無所属クラブ・国民新党提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。岡本充功君。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○岡本(充)委員 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ・国民新党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、年金額の改定の特例措置に係る規定を適用する期間の終期を平成二十七年三月末に繰り下げるとともに、年金額の改定の特例措置に基づく年金額の水準の適正化について、平成二十五年度及び平成二十六年年度における適正化の割合を一・〇%に引き上げること。

第二に、児童扶養手当等の手当額の改定の特例措置に基づく手当額の水準の適正化について、平成二十五年十月から平成二十七年三月分までの適正化の割合を〇・七%に引き上げること。

第三に、年金額の改定の特例措置の段階的な解消等に係る施行期日を平成二十五年十月一日に繰り下げること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○玉城委員 ありがとうございます。

このように、まだまだやはり税制の抜本改革に関しては多くの議論が残っているということを私はしっかりと押さえておきたいというふうに思います。

時間もないので、特例水準の解消関係について質問させていただきます。

老齢基礎年金等の特例水準二・五%、これを二十四年度から二十六年まで三年間で解消するということですが、この二・五%の数値について、まず説明をしていただきたいと思います。

○岡本(充)委員 特例水準が設定された経緯等は政府の方に聞いていただければと思いますが、今回修正案を提出しまして、政府案に出ておりました三段階の本来水準への移行について、〇・八、〇・九、〇・九、こういう話でありましたが、これを、一・〇、一・〇、〇・五、こういう話に変えてきました。

確かに、下げ幅を広げたんじゃないかという話がありますけれども、我々としては、もう既に本来の施行時期を徒過していることもありまして、現在の財政状況も鑑みながら、できるだけ影響を小さくしていきたいという思いがあって、今回のこの一・〇、一・〇、〇・五を出しました。済みません、原案は〇・九、〇・八、〇・八であります。

そういう意味で、この修正案をもとにして本来水準への移行をお願いしていきたい、このように考えております。

○柿澤委員 ですので、償還可能性が担保されていない、こういうことをもって、今、特例公債法案が未成立の状態の中で、資金繰りをするためのつなぎ国債といいますか、財務省証券発行を認めない対応をしているわけですよ。それで、地方交付税の支払い延期とか、大変な迷惑と混乱を地方や関係者に与えている。こういうことを一方でやっておきながら、本当のことを言って将来的に財源が担保されているかどうかもわからない、こういう特例公債を発行するというのは、説明として相矛盾をしている、こういうことになってしまうのではないかというふうに私は思います。

結局、冒頭申し上げたとおり、今の新規国債発行額四十四兆円を上回ることはしませんでしたよといいながら、何か別枠のものを設けて、そして、それとこれとは別だということで、合算されて新規国債発行ということになることを避ける、いわば財政上の極めてテクニカルな、いわばトリックと言ってもいいような手法にこの年金特例公債というのは利用されているだけなのではないか、こういうふうに思えてなりません。

もう一つ、先送りを続けてきたマクロスライドをようやく発動することになったわけです。ところが、なぜか、特例水準の解消の実施のスタートが平成二十五年十月一日からということになっているわけです。

もともと平成二十四年十月一日からの予定だったわけですので、これは間に合わないので単純に一年延ばしたんだ、こんなふうにおっしゃるのかもしれないけれども、特例水準の解消ができればおくれるほど、余分な国庫負担がかかるわけですね。

私たちは修正案で、後ほど、平成二十五年四月一日からの特例水準の解消というのを提案いたしますけれども、これだと、平成二十五年十月一日からの、要するに皆さんが提案をしている実施と比べると、かかる経費が一千二百億円も少なくなるんです。

これは、結局、来年七月に参議院選挙があって、衆議院選挙だって任期満了の八月になるかもしれない、だから、それが終わるのを待って年金減額を行おう、こういう意図ではないんですか。選挙前に年金減額したら高齢者層の反発を食うので、それを回避するために余計な一千二百億円もかけて先延ばしをする、こういう意図なのではありませんか。

修正案提出者にお伺いをしたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 もともと政府案で、政府・与党として予定をしていたのは、残念ながらもう過ぎてしまいました本年の十月一日であったわけでありまして、その実施を目指してきました。それを目指して、二月に法案を提出しました。二月に提出をして、法案が成立をして、十月というイメージだったわけです。その間に周知をきちっとしよう、こういう話でした。

今回、この法律が、十一月、もし成立をさせていただけるとしても、今おっしゃるように、一体どこから実施ができるか、検討しました。残念ながら、四月と十月以外で実施をするというのはテクニカルに難しい、こういうことでありまして、四月か十月かといったときに、先ほど話をしました周知期間等を考えると四月は厳しいということでありまして、十月から実施をして、しっかりと周知をして行っていきたい。

できる限り、委員おっしゃるとおり、国庫負担や年金財政への影響を避けるという趣旨は私ども持っておりますからこそ、今回のいわゆる段階ごとの引き下げについては一ポイントに上げさせていただいた、こういうことでもあります。ぜひ御理解いただきたいと幸いです。